

大和市告示第66号

大和市経営安定資金利子補給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市経営安定資金利子補給要綱の一部を改正する要綱

大和市経営安定資金利子補給要綱（平成21年大和市告示第272号）の一部を次のように改正する。

第2条中「最近3か月又は6か月の売上高又は売上総利益金額の合計が直近3年のいずれかの年の同期の売上高又は売上総利益金額の合計に比べて減少していることを同要綱に規定する取扱金融機関が確認した中小企業者等（同要綱に規定する中小企業者及び協同組合等とする。以下同じ。）を対象とする経営安定資金」を「経営支援特別融資であって次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 資金繰り応援融資（為替変動等経済環境変動対応緊急支援融資）
- (2) 一般枠

附 則

この要綱は公表の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成30年4月1日から適用する。